

## 新型コロナウイルス（日本における査証（ビザ）効力の一時停止について）

2021年12月2日

12月1日、日本政府は新型コロナウイルス感染症（水際対策強化に係る新たな措置）の予防的観点からの緊急避難措置として以下の決定を行いましたところ、お知らせいたします。

### 1 ビザの効力の停止

全ての国・地域における日本大使館・総領事館において12月2日より前に発給されたビザ（※以下3種類を除く）の効力を一時的に停止しています。そのため同ビザを所持していたとしても日本への入国は認められません。

日本人の配偶者または子、永住者の配偶者または子として発給された短期滞在ビザ（ビザのカテゴリー：(V)AS TEMPORARY VISITER）も無効となりますので、同ビザを利用した入国も認められません。

※ただし、以下3種類のビザ（長期滞在等）は引き続き有効であり、入国の対象となります。

- ・日本人の配偶者等（ビザのカテゴリー：(S)AS SPOUSE, CHILD OF JAPANESE）
- ・永住者の配偶者等（(S)AS SPOUSE OF PERMANENT RESIDENT）
- ・外交（(D)AS DIPLOMAT）

### 2 今後のビザ申請の取扱い

12月31日までの間、渡航目的が「日本人の配偶者等（長期滞在のみ）」、「永住者の配偶者等（長期滞在のみ）」、「外交」の場合のみビザの申請を受付します。短期滞在を目的とするビザの申請は受付できませんが、特に人道上真に配慮すべき事情があり、12月中に日本に入国する必要がある場合は、当館領事部までご連絡ください。

- ・電話番号（代表）：+1(613) 241-8541
- ・当館メールアドレス：consul@ot.mofa.go.jp

【参考】新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について（外務省HP）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005130.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

#### 【問い合わせ窓口】

○出入国在留管理庁（入国拒否，日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446, 4447）